

小型無人機等の飛行に関する通報書

「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（平成28年法律第9号。以下「法」という。）第10条第3項の規定により通報します。

令和 8年 7月 14日

府中基地司令 殿

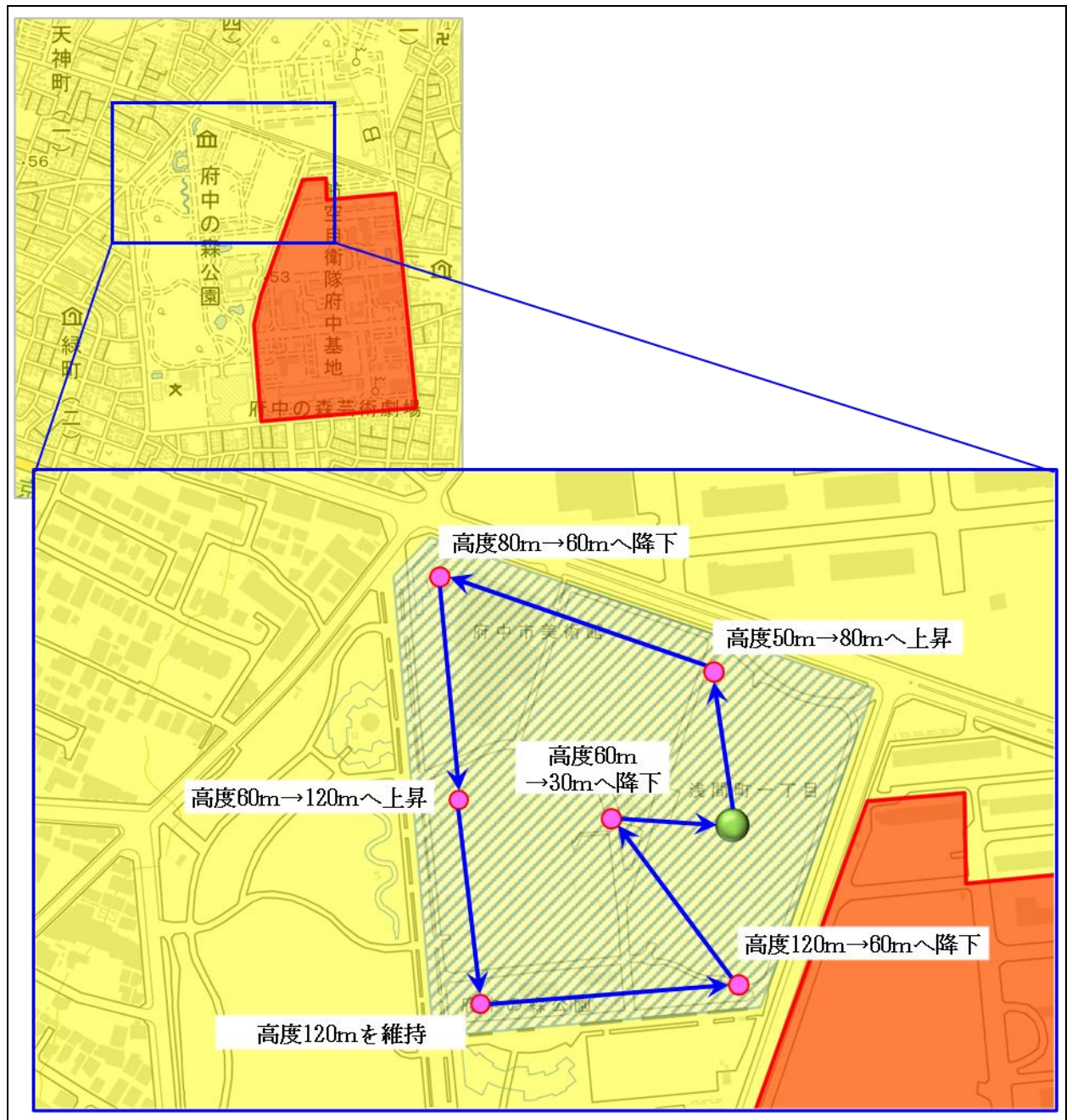
操縦者 宇宙 衛
氏 名

小型無人機等の飛行を行う日時	令和8年8月4日（火）～6日（木）（うち1日） 09時00分から11時00分まで及び13時30分から15時30分	
小型無人機等の飛行を行う目的	「府中の森公園」内の航空写真及び動画撮影のため	
小型無人機等の飛行を行う区域	東京都府中市浅間町1丁目 府中の森公園内（細部は別図のとおり。）	
公務操縦者	氏 名	宇宙 衛（うちゅう まもる）
	生年月日	1987. 12. 31
	住 所	千葉県□□市△△町○丁目□番地の△
	電話番号	090-1234-5678
公務操縦者の勤務先	名 称	株式会社ドローン○○
	所在地	東京都○○区□□町△丁目○番□号
	電話番号	03-2345-6789
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名 称	国立研究開発法人○○研究所
	事務所の所在地	茨城県△△市○○町□番地-△
	担当者の氏名	○○部 茨木 太郎
	電話番号	029-123-4567
船 舶	名 称	
	船舶番号等	
	船 種	
	船 籍 港	
	総トン数	
	連絡手段	

機器の種類	小型無人機 又は 特定航空用機器の別を記載		
機器の特徴	ポータブルクアッドローター		
製 造 者	CJI	名 称	CJI Mavic X
製 造 番 号	S/N: 1ABCD2F3456789	登 録 番 号	JU01234ABCDE
色	白	大 き さ	330mm×360mm×140mm
積 載 物	なし		
その他の特徴	カメラ（静止画及び動画）搭載 フェイルセーフ（自動帰還及び自動着陸）機能あり		
外 観			
備 考			

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。なお、法第2条第1項第3号に掲げる対象施設及びその周辺敷地等の上空において行う小型無人機等の飛行は、法第10条第2項の規定により、同項第1号に掲げる対象施設の管理者又はその同意を得た者に限り行うことができることに留意すること。
- 2 公務操縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 3 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 4 船舶欄には、操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は同条第4項に定める特定航空用機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 7 登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 8 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

飛行経路等



地理院地図（電子国土WEB）を加工して作成

-  : 飛行区域
 : 飛行経路
 : ドローン操縦手の位置